

令和 8 年度長野県食と農業農村振興審議会長野地区部会 次第

日時：令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 2 時から
場所：長野合同庁舎 501・502・503 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 部会長選出

4 議 事

（1）第 4 期長野県食と農業農村振興計画について

ア 令和 7 年度長野地域の取組実績について （資料 1、資料 2）

イ 令和 8 年度長野地域の実行計画について （資料 3－1、3－2）

（2） 地域計画の推進について （資料 4）

（3）意見交換

4 閉 会

地区部会資料 一覧

1	食と農業農村振興審議会長野地区部会委員名簿	1 P
2	座席表	2 P
3	長野県食と農業農村振興の県民条例	3 P
4	長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程	8 P
5	(参考) 提言項目	9 P

別冊資料

資料 1 第 4 期長野県食と農業農村振興計画（概要版）

資料 2 令和 7 年度長野地域の取組実績

資料 3 令和 8 年度長野地域の実行計画

資料 4 地域計画の推進について

参考資料 1 令和 8 年度長野地方農業の概要

長野県食と農業農村振興審議会長野地区部会委員

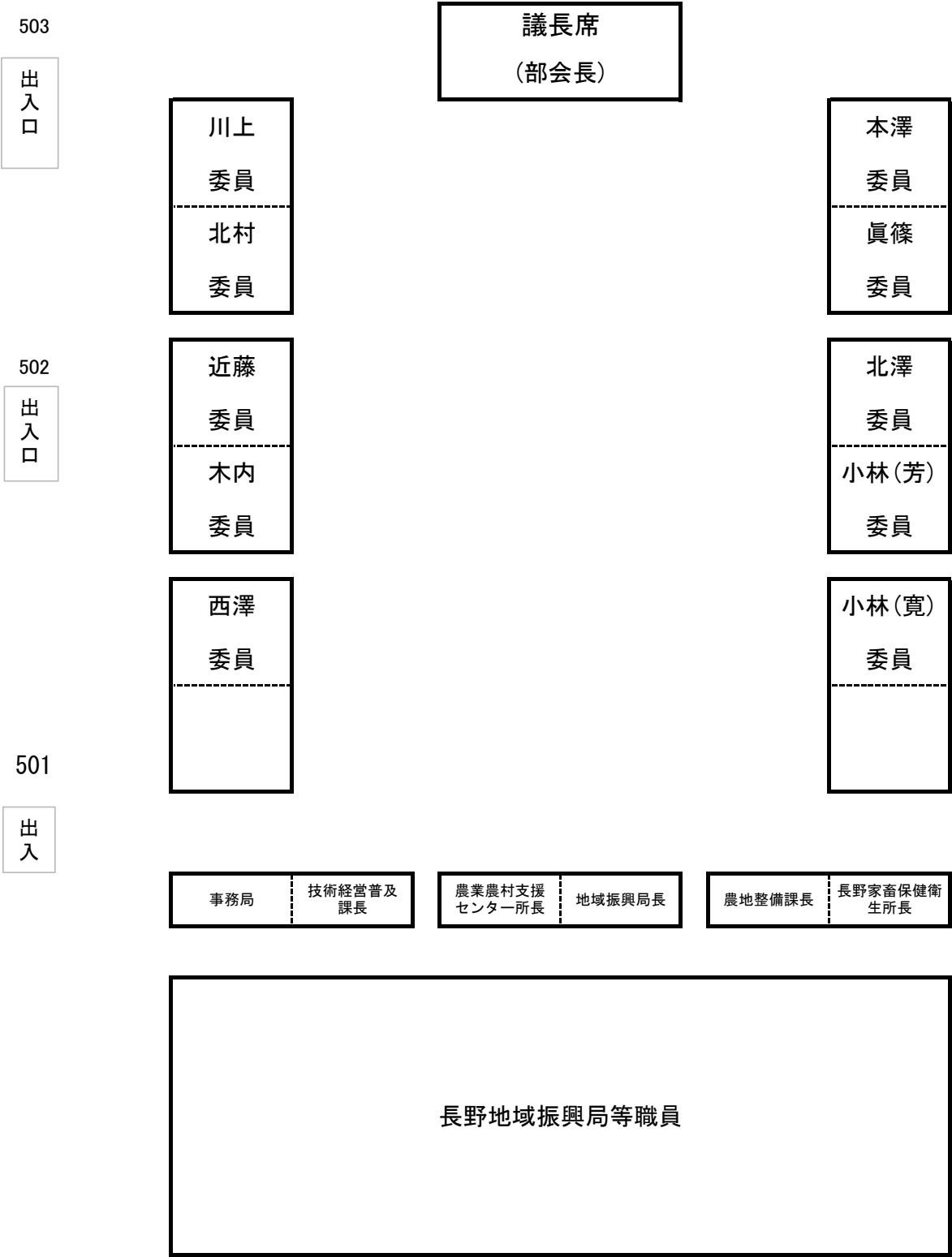
(第9期任期：令和8年7月10日～令和10年7月9日)

区 分	氏 名	組織（役職）	備考
農業者の代表	もと ざわ まさゆき 本 澤 政 幸	長野県農業経営者協会 上高井支部長	
	まし の 真 篠 いづみ	長野県農村生活マイスター協会 更埴支部長	
	きたざわ あつし 北 澤 篤 史	長野県農業士協会 上高井長野支部長	
農業関係団体の代表	こばやし よしのり 小 林 芳 則	ながの農業協同組合 常務理事	
	こばやし ひろひさ 小 林 寛 久	グリーン長野農業協同組合 常務理事	
	かわ かみ けん いち 川 上 健 一	小布施土地改良区 理事長	
農業委員の代表	い け だ まさこ 池 田 昌 子	長野県農業委員会女性協議会 長野支部副支部長	
消費者の代表	かみじょう しおり 上 條 志 織	コープながの 組合員理事	
農産物流通事業者の代表	きたむら たかし 北 村 貴 志	株式会社R & C ながの青果 長野支社長	
農産加工事業者の代表	こんどう みえこ 近 藤 美 枝 子	工房アプリコ 代表	
市町村の代表	きうち かずとも 木 内 和 朋	長野市農林部 農業政策課長	
	にし ざわ ゆたか 西 澤 豊	飯綱町 産業観光課長	

注）任期途中で交代となった委員の任期は、前任者の残任期間となります。

長野県食と農業農村振興審議会長野地区部会座席表

期日：令和8年7月10日（金）
会場：長野合庁501～503号会議室



長野県食と農業農村振興の県民条例

平成18年 3 月10日 可決	
平成18年 3 月30日 公布	条例第25号
平成18年 4 月 1 日 施行	
平成20年12月18日 改正	条例第49号
平成25年 3 月25日 改正	条例第19号
平成28年12月15日 改正	条例第44号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策（第9条―第24条）

第1節 食と農業及び農村振興計画（第9条）

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策（第10条―第24条）

第3章 長野県食と農業農村振興審議会（第25条―第31条）

第4章 補則（第32条）

附則

山高く、水清く、凜（りん）とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対しての県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞれの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者（以下「事業者」という。）等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以

下「多面的機能」という。)については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

（農業者及び農業関係団体の役割）

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

（消費者及び消費者団体の役割）

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

（財政上の措置）

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。

3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

（農業経営の安定等）

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の生産及び供給等)

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和し共生する農業の推進)

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農村及び中山間地域等の総合的な振興)

第14条 県は、農村及び中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定住の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備等)

第15条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第16条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業の担い手の確保等)

第17条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の販路の拡大等)

第18条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第19条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(消費者団体との連携強化)

第20条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消(県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。)及び旬産旬消(旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。)を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第21条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第22条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第23条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第24条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期

的かつ安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長野県食と農業農村振興審議会

(設置)

第25条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第26条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- (3) その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項

(組織)

第27条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 農業者の代表者 4人
- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 1人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 2人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 1人

3 前項の規定による委員の任命は、同項第1号に掲げる者については、次に掲げる区域ごとに行うものとする。

- (1) 上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
- (2) 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡
- (3) 松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曽郡、東筑摩郡及び北安曇郡
- (4) 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

一部改正〔平成20年条例49号・25年19号〕

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地域振興局の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

一部改正〔平成28年条例44号〕

第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。
(「次のよう」略)

附 則 (平成20年12月18日条例第49号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第19号)

この条例は、平成25年7月11日から施行する。

附 則 (平成28年12月15日条例第44号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員 10 人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農業農村支援センター所長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

長野県食と農業農村振興計画の目標達成に向けた取組等への提言項目

※以下の項目を参考に、御発言をお願いします。

(全ての項目について発言いただく必要はありません)

1 多様な経営体の確保と育成

【担い手の確保・育成、多様な人材の確保・雇用など】

2 果樹及びその他農畜産物の生産振興・安定生産

【果樹の生産振興、新技術導入、環境にやさしい農業、スマート農業技術など】

3 農村づくり

【農村コミュニティの維持、中山間地域農業直接支払、多面的機能支払、
鳥獣害対策 など】

4 基盤整備の推進と農地等の有効利用・保全活動

【農地・水利施設等の整備、防災対策、農地の集積 など】

5 食の継承

【地消地産、食の伝承、食農教育、農畜産物の安定供給 など】

6 地域の新たな動き

【人材確保、新たな産地、消費・供給形態 など】

長野地域 ～人と人がつながり力強く未来へ躍進する長野農業～

■達成指標

重点 取組	達成指標	現状 (2021(R3)年)	2025 年度		目標 (2027(R9)年)
			計画	実績	
1	中核的経営体数	1,479 経営体	1,600 経営体	1,731 経営体	1,650 経営体
	果樹の新規就農者数	36 人/年	30 人/年	30 人/年	30 人/年
2	りんご高密度植栽培導入面積（新わい化栽培含む）	139ha	151ha	139ha	157ha
	果樹県オリジナル品種等の栽培面積	1,473ha	(1,864ha)	1906ha	1,550ha
	畑地かんがい施設により用水が確保された農地面積	—	458ha	511ha	650ha
	果実産出額	335 億円 (2020 年度)	343 億円	(調査中)	354 億円
3	軽量野菜(ピーマン)の共同選果調製施設の利用率	—	70%	70.41%	70%
	化学合成農薬・化学肥料を原則 50%以上削減した栽培や有機農業に取り組む面積	306ha	408ha	305ha	470ha
	スマート農業技術の導入経営体数	14 経営体	42 経営体	49 経営体	42 経営体
4	農村型の地域運営組織(農村 RMO)数	0 組織	(2 組織)	2 組織	1 組織
	野生鳥獣による農作物被害額	95.2 百万円	91.7 百万円	107.8 百万円	90.0 百万円
5	排水機場の更新等により安全が確保された地域面積	—	490ha	503ha	570ha
	水門を自動化・遠隔化した農業水利施設の箇所数	16 か所	(42 か所)	42 か所	25 か所
6	売上額 1 億円を超える農産物直売所の売上高	20.7 億円	21.4 億円	(調査中)	22 億円
	学校給食における県産食材の利用割合(品目ベース)	50%	51.1%	45.1%	52%

※カッコ書きの指標は最終目標を上回ることが確実と見込まれるため、当初計画から計画値を変更(参考扱い)

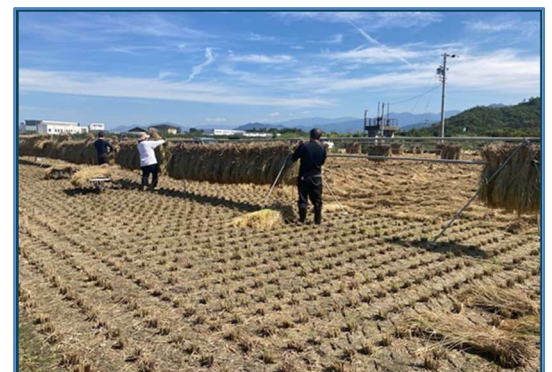
R8.6.30 現在

重点取組 1：長野地域の農業を支える多様な担い手の確保・育成

- **長野地域の農業をけん引する強く柔軟な経営体を育成**
 - ・農業経営者総合サポート事業を活用した専門家派遣等による担い手への伴走支援
 - ・「地域計画」のブラッシュアップ推進のため重点支援地域を選定(11 地域)
- **新規就農者の安定確保と技術力・経営力の向上を支援**
 - ・就農相談会や新規就農里親研修の実施(就農相談会 56 組、R8 年度研修開始者 6 名)
 - ・技術習得セミナー等の開催や就農計画作成を支援(セミナー等 6 回、就農計画作成支援 14 名)
- **雇用労働者の安定確保のための労働環境整備を推進**
 - ・農業バイトマッチングアプリの活用に向け市町村広報誌、チラシ・ポスターでの周知
(R7 マッチング件数 9,869 件)
- **多様な人材による支え手の確保を支援**
 - ・市町村・J A の広報誌による農福連携の啓発と「お試しノウフク」等の実施(7 回)
- **担い手へ農地の利用集積を促進する用排水路や耕作道路を整備**
 - ・市町村が行う補助事業の支援や耕作道路の整備などを実施(5 地区)



【重点支援地区で地域計画を議論】



【農福連携で「はげ掛け作業」を体験】

重点取組 2：全国トップクラスの果樹産地づくり

○ 適地への省力化栽培技術導入や改植等によるりんご・ももの産地力向上を支援

- ・省力化技術導入講習会の開催（9回）及び凍霜害防止・盗難防止キャラバン等の実施
- ・M.9 台木樹定植前の固相率診断の実施（14 ほ場）及び腐らん削取り講習会の開催（6 回）
- ・宿泊施設等と連携した地元産果物の観光客への提供（りんご 2,205kg、15 施設）

○ 県オリジナル品種等の戦略的導入とハウス・冷蔵庫の整備によるぶどう産地の発展を支援

- ・りんご「シナノリップ」、ぶどう「クイーンルージュ®」の栽培講習会の開催（2 回）、及び情報交換会の実施（1 回）

○ 担い手への優良農地利用の集積や樹園地継承を促進

- ・モデル地区（高山村）における研修会の開催（7 月）及びりんご農家へのアンケート調査の実施（400 件）
- ・県オリジナル品種への改植による園地の収益性の向上を支援（17.1ha）

○ 脱炭素化技術の導入や異常気象等に強い技術の普及による気候変動対策を推進

- ・須坂市・民間業者と連携し、生産者の剪定枝を運搬し固形燃料化する実証実験を実施
- ・温暖化など栽培環境の変化に対応できる品目導入・栽培技術指導の実施

○ 産地強化につながる輸出拡大

- ・タイ向け果実 4 件、ベトナム向け果実 1 件の輸出登録申請を支援

○ 果樹栽培を支える畑地かんがい施設を整備

- ・最適な更新に向け、畑地かんがい土地改良区の意見交換会を開催（1 回）
- ・耐用年数を超過した取水施設や管水路の更新等実施（4 地区）



【県警と連携し農作物の盗難防止対策を啓発】



【安定した用水を確保するため取水井戸を改修：動画】



【りんご腐らん病点検を実施】



【樹園地継承の研修会を実施】



【ホテルと連携し朝食で果物をPR】

重点取組 3：長野地域の特色を生かした農畜産物の安定生産

○ 高収益作物の導入による水稻経営体の経営力強化を支援

- ・高温登熟障害・倒伏対策と斑点米カメムシ防除の推進（栽培指導会 3 団体、成熟期予測情報提供 3 回）
- ・種子条例を反映した水稻種子の効率的な生産供給に向けた施設整備への支援（1 か所）
- ・麦・大豆の収益性向上（小麦省力化肥料試験ほ 2 か所、大豆の雑草防除展示ほ 1 か所）

○ ピーマン等軽量野菜の生産拡大と品質向上を支援

- ・ピーマン選果場の活用による生産拡大と栽培講習会の開催（6 回）

○ トルコギキョウ等需要に対応した花きの生産安定を支援

- ・トルコギキョウの土壌病害に対する効果的な防除法の



【トルコギキョウ優良園地を視察】

- 普及（１回）
- **きのこの病害虫対策と経営安定を支援**
 - ・施設の衛生管理状況の徹底（５回）と培地資材価格高騰に対応した経営安定支援（５１件）
- **環境にやさしい農業を推進**
 - ・みどり交付金を活用した有機給食の提供（飯綱町：給食センター３回、保育園２８回）
 - ・みどり認定制度について、環境にやさしい農産物認証取得者・志向者への周知（６０件）
- **品目や地域の条件に適したスマート農業技術の普及を推進**
 - ・細霧ミスト等を活用した環境改善技術の導入に向け検討会を開催（２か所）
 - ・スマート農業機械研修会の開催（１回）
 - ・スマート農業技術の導入推進会議の開催（１回）、可変施肥試験ほの設置（１か所）
- **経営基盤の維持、強化による健全で持続可能な畜産経営を推進**
 - ・豚熱防疫演習の開催（１回）及び野生イノシシ用ワクチンの散布（６２地点）
 - ・公共牧場調査による課題の特定と衛生検査の実施による経営支援（３牧場延べ６回）
- **栽培に不可欠な農業用水を安定供給する農業水利施設を整備**
 - ・機能保全計画に基づき基幹的な揚水機場や水路トンネルを改修（２地区）



【VRで農作業安全講習を実施】



【万が一に備え豚熱の防疫演習を実施】

重点取組４：多様な人材で支え、皆で取り組む農村づくり

- **地域住民と農村移住者の協働や関係人口との連携による地域農業への理解を促進**
 - ・地域住民や農業者が協働して行う農地・農業水路等の保全活動を支援（１２８組織）
- **地域資源を最大限活用した「輝く農山村地域」の創造を推進**
 - ・「りんご」を起点とした飯綱町の多様な取組みを支援（打合せ会議２回・随時支援）
- **農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の構築による農村コミュニティの維持を推進**
 - ・地域運営組織の自走に向けた伴走支援を実施（２組織）
- **野生鳥獣から農作物を守る地域ぐるみの取組を支援**
 - ・野生鳥獣被害対策研修会の開催（１回）とＨＰ等で放任果樹・廃果処理の啓発広報を実施



【集落で連携し野生鳥獣害防護柵を設置】



【中山間地農業直接支払い事業等を活用し農地を維持】

重点取組 5：いつまでも安心して暮らせる農村づくり

- 千曲川沿いの排水機場ポンプ設備の更新・増強を推進
 - ・機能が低下した施設の更新及び排水量の増加に対応したポンプの増強（4 機場）
- 防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価と防災工事を実施
 - ・市町村が行う地震耐性評価（11 か所）の支援及び防災工事の実施（2 か所）
- 地すべり防止施設の長寿命化計画に基づく対策工事を実施
 - ・水抜きボーリング孔の洗浄及び排水路の補修を実施（3 地区）
- ICTを活用した水門の自動化・遠隔化を推進
 - ・大雨時に水位を感知して自動で開閉する水門の整備を実施（12 か所）
- 排水機場のしくみと役割を紹介する学習会を実施
 - ・土木系大学生等へ施設の役割や機能等を説明（2 回）



【豪雨時に自動で開門する水門を設置】



【ため池の防災工事が完了し安全性が向上】

重点取組 6：長野地域で守り育てる食の継承

- 農産物直売所の販売力強化及び農産物加工組織の活性化を支援
 - ・加工組織の事業継承に係る事例調査の実施（3 事例）と情報交換会の開催（1 回）
- 伝統野菜、そば、郷土食など長野地域で守り育てた食の継承を支援
 - ・戸隠中学校において栽培支援（2 回）、辛味大根交流会（1 回）を実施

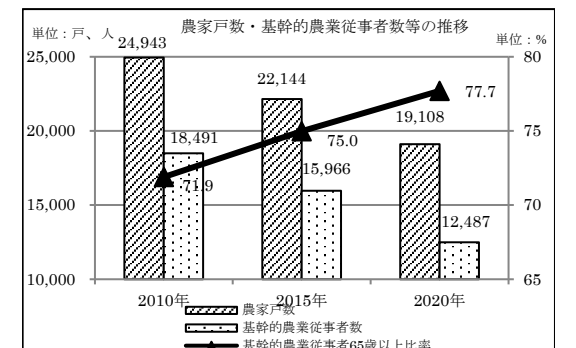
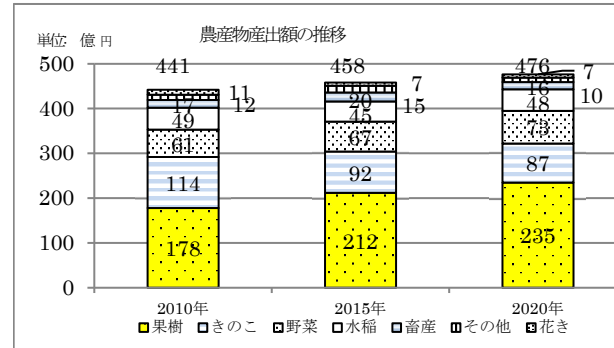


【直売所の魅力アップに向け研修会を実施】

長野地域のめざす姿

- 地域の基幹作物である果樹を中心に新規就農者の参入などにより担い手が確保され、皆が活躍しています。
- 農業用水が安定供給され、省力化栽培方式、県オリジナル品種の導入が拡大し、全国トップクラスの果樹産地“ながの”が発展しています。
- 立地条件を生かした野菜、花き、穀物など多様な農畜産物が、環境にやさしい農業や地域の条件に適したスマート農業技術により生産されています。
- 地域住民と移住者の協働により農村を支える体制が構築され、さらに自治会や社会福祉協議会などとの連携が進み、農村の集落機能や自治機能が維持されています。
- 排水機場の更新などの防災工事が実施され、安心して暮らせる農村が形成されています。
- 農産物直売所を中心とした地域内消費が拡大し、長野地域で守り育てた「食」が継承されています。
- 学校、地域、消費者団体と連携し、「食」と「農」をつなぐ食育活動が幅広く展開されています。

長野地域振興局農地整備課・長野農業農村支援センター



施策の展開方向(2023～2027 年(R9 年))

重点取組1 長野地域の農業を支える多様な担い手の確保・育成

- 長野地域の農業をけん引する強く柔軟な経営体を育成
- 新規就農者の安定確保と技術力・経営力の向上を支援
- 雇用労働者の安定確保のための労働環境整備を推進
- 多様な人材による支え手の確保を支援
- 担い手への農地の利用集積を促進する用排水路や耕作道路を整備

重点取組2 全国トップクラスの果樹産地づくり

- 適地への省力化栽培技術導入や改植によるりんご・ももの産地力向上を支援
- 県オリジナル品種等の戦略的導入とハウス・冷蔵車の整備によるぶどう産地の発展を支援
- 担い手への優良農地の利用集積や樹園地継承を促進
- 脱炭素化技術の導入や異常気象等に強い技術の普及による気候変動対策を推進
- 産地強化につながる輸出拡大
- 果樹栽培を支える畑地かんがい施設を整備

重点取組3 長野地域の特色を生かした農畜産物の安定生産

- 高収益作物の導入による水稻経営体の経営力強化を支援
- ピーマン等軽量野菜の生産拡大と品質向上を支援
- トルコギキョウ等需要に対応した花きの生産安定を支援
- きのこ病害虫対策と経営安定を支援
- 環境にやさしい農業を推進
- 品目や地域の条件に適したスマート農業技術の普及を推進
- 経営基盤の維持、強化による健全で持続可能な畜産経営を推進
- 栽培に不可欠な農業用水を安定供給する、農業水利施設を整備

重点取組4 多様な人材で支え、皆で取組む農村づくり

- 地域住民と農村移住者の協働や関係人口との連携による地域農業への理解を推進
- 農村型地域運営組織(農村RMO)の構築による農村コミュニティの維持を推進
- 野生鳥獣から農作物を守る地域ぐるみでの取組みを支援

重点取組5 いつまでも安心して暮らせる農村づくり

- 千曲川沿いの排水機場ポンプ整備の更新・増強を推進
- 防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価と防災工事を実施
- 地すべり防止施設の長寿命化計画に基づく対策工事を実施
- ICTを活用した水門の自動化・遠隔化を推進
- 排水機場のしくみと役割を紹介する学習会を実施

重点取組6 長野地域で守り育てる食の継承

- 農産物直売所の販売強化及び農産物加工組織の活性化を支援
- 伝統野菜、そば、郷土食など長野地域で守り育てた食の継承を支援
- 「農」と「食」をつなぐ関係機関と連携した食育活動を推進
- 消費者の関心が高い「食」、「安全」、「環境」に配慮した食づくりを推進

令和8年度の主な取組内容

- 農業経営者総合サポート事業を活用した専門家派遣等による担い手の課題解決への伴走支援
- 地域十画重点支援地域等の農地・担い手の課題解決に向けた取り組みを支援(11 地域)
- 就農相談会の開催や新規就農里親研修の実施等による新規就農者の確保・育成
- 品目別技術習得セミナーの開催や就農計画の策定相談等による新規就農者の経営支援
- 農業バイトマッチングアプリの活用促進に向けた啓発を実施
- 市町村・J A等と連携した農福連携の周知とお試しノワフク実施農家の開拓
- 新たに事業を検討している土地改良区等の計画策定を支援（2 地区）
- 老朽化した用排水路や散水施設の更新工事（2 地区）

- 凍霜害防止対策など災害に強い産地づくりと盗難防止対策の促進
- 適地へのりんご高密度植・新わい化栽培の導入及び腐らん病まん延防止対策の推進
- 宿泊施設等と連携した地元産果物の認知度向上対策を実施
- ぶどう「クイーンルージュ®」等の品質向上に向けた実証ほの設置と栽培講習会の開催
- 生産安定や販売期間の拡大を図るための施設・機械等の整備を支援
- 先進的な樹園地継承事例の収集と効果分析を実施
- 温暖化や栽培環境の変化に対応できる品目・品種の導入を推進
- 効果的なかん水の実施に向けた実証ほの設置
- 輸出申請手続きの支援を実施
- 耐用年数を超過した管水路や散水施設の更新（2 地区）
- 最適な整備に向け、畑地かんがい土地改良区の意見交換会の開催（1 回）

- 高温登熟障害・斑点米カメムシ対策の推進及び品質向上に向けた適期刈取指導の実施
- 小麦の適正施肥技術の確立に向け新肥料の施肥試験を実施
- 大豆青立ち等の低収要因解明に向けた圃場・生育調査の実施と安定多収技術の普及
- かん水設備・遮熱被覆資材の導入支援及び温暖化対策実証ほ設置と栽培講習会の開催
- 雑草防除病害発生低減に向けた総合的防除の推進と新規栽培者向けセミナーの開催（2 回）
- 害虫発生状況の把握と情報提供による被害防止対策の徹底を推進
- 資材価格高騰に対応した経営安定対策の取組を支援（きのこ経営 57 件）
- オーガニックビレッジ宣言とみどり交付金を活用した環境にやさしい農業の推進(1 市町村)
- 関係機関と連携したスマート農業技術の情報提供と農業者が体験できる機会づくり
- 施設野菜栽培における細霧ミスト、水稻における可変施肥技術の導入による効果の実証
- 特定家畜伝染病に対する関係機関との情報共有と防疫演習の実施（防疫演習 1 回）
- 畜産クラスター事業を活用した自給飼料の増産を支援
- 基幹的対峙水機場や水路トンネルの改修工事を実施（2 地区）
- 市町村、土地改良区が行う支線水利施設の改修工事を支援（16 地区）

- 地域住民や農業者の協働による農地・農業水路等の保全活動を支援（128 組織）
- 既存組織の自走に向けた伴走支援（1 協議会）及び新たな取組の掘り起し（1 組織）
- 野生鳥獣被害対策研修会の開催（2 会場）及び放任果樹・廃果処理の啓発広報の実施

- 機能が低下した施設の更新や排水量の増加に対応したポンプの増強（7 機場）
- 地震・豪雨対策が必要なため池の改修工事（2 地区）
- 地震豪雨耐性評価（4 か所）
- 水抜きボーリング孔の洗浄や法枠工の補強（3 地区）
- 先行地区の取組紹介や補助事業の説明など研修会での啓発（1 回）

- 農産物直売所、農産物加工組織の事業継承等について情報交換会を開催（1 組織）
- 優良種苗の安定確保に向けた採種指導会等を開催（指導会 2 回）
- 児童・園児等を対象とした地産地消の理解促進活動を実施

令和8年度主要事業

- 次代の農業を支える担い手支援事業
- 農業リーダー育成事業
- 「地域十画」推進事業
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業
- 農地中間管理機構事業
- 農業委員会等補助事業
- 農地中間管理機構関係連農地整備事業

- くだもの王国づくり推進事業
- 信州農業生産力強化対策事業
- 園芸産地強化対策整備事業
- 果樹経営支援対策事業
- 地域振興推進費
- 県営畑地帯総合土地改良事業

- 主要穀類競争力向上推進事業
- 信州農業生産力強化対策事業
- 園芸産地強化対策整備事業
- 野菜等価格安定対策事業
- 信州花き生産力強化事業
- 持続可能な畜産経営推進事業
- 畜産振興施設整備事業
- 信州農業の未来を創るスマート農業導入支援事業
- 環境にやさしい持続可能な農業定着・促進事業
- かんがい排水事業
- 畑地帯総合土地改良事業
- 経営体育成基盤整備事業

- 「地域十画」推進事業
- 多面的機能支払事業
- 中山間地域農業直接支払事業
- 中山間地域農業リネッサンス推進事業
- 農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業
- 野生鳥獣被害総合対策事業
- 農ある暮らし応援事業

- 県営農村地域防災減災事業
- 地すべり対策事業
- 県営かんがい排水事業
- 中山間総合整備事業

- 「おいしい信州ふーど」の魅力発信事業
- 地域振興推進費
- 食の地域内循環推進事業
- 信州伝統野菜継承・産地育成事業
- 地域が輝く信州農村村発イノベーション推進事業

農業振興

農村振興

食

令和 8 年度長野地域の実行計画 ～人と人がつながり力強く未来へ躍進する長野農業～

■ 達成指標

重点 取組	達成指標	現状 (2021(R3)年)	実績 (2024 (R6) 年)	計画 (2025 (R8) 年)	目標 (2027(R9)年)
1	中核的経営体数	1,479 経営体	1,649 経営体	1,620 経営体	1,650 経営体
	果樹の新規就農者数	36 人/年	27 人/年	30 人/年	30 人/年
2	りんご高密度植栽培導入面積	139ha	139ha	154ha	157ha
	果樹県オリジナル品種等の栽培面積	1,473ha	1,834ha	(1,906) ha	1,550ha
	畑地かんがい施設により用水が確保された農地面積	－	470ha	560ha	650ha
	果実産出額	335 億円 (2020 年度)	381 億円 (2023 年度)	348 億円	354 億円
3	軽量野菜(ピーマン)の共同選果調製施設の利用率	－	72.8%	70%	70%
	化学合成農薬・化学肥料を原則 50%以上削減した栽培や有機農業に取り組む面積	306ha	308ha	434ha	470ha
	スマート農業技術導入経営体数	14 経営体	41 経営体	42 経営体	42 経営体
4	農村型の地域運営組織(農村 RMO)数	0 組織	2 組織	(2)組織	1 組織
	野生鳥獣による農作物被害額	95,170 千円	100,512 千円	90,870 千円	90,000 千円
5	排水機場の更新等により安全が確保された地域面積	－	381ha	540ha	570ha
	水門を自動化・遠隔化した農業水利施設の箇所数	16 か所	30 か所	(44)か所	25 か所
6	売上額 1 億円を超える農産物直売所の売上高	20.7 億円	37.6 億円	21.7 億円	22.0 億円
	学校給食における県産食材の利用割合(品目ベース)	50%	45.1%	51.1%	52%

※カッコ書きの指標は最終目標を上回ることが確実と見込まれるため、当初計画から計画値を変更(参考扱い)

重点取組 1：長野地域の農業を支える多様な担い手の確保・育成

- 長野地域の農業をけん引する強く柔軟な経営体を育成
 - ・ 農業経営者総合サポート事業を活用した専門家派遣等による担い手の課題解決への伴走支援
 - ・ 地域計画重点支援地域等の農地・担い手の課題解決に向けた取り組みを支援(11 地域)
- 新規就農者の安定確保と技術力・経営力の向上を支援
 - ・ 就農相談会の開催や新規就農里親研修の実施等による新規就農者の確保・育成
 - ・ 品目別技術習得セミナーの開催や就農計画の策定相談等による新規就農者の経営支援
- 雇用労働者の安定確保のための労働環境整備を推進
 - ・ 農業バイトマッチングアプリの活用促進に向けた啓発を実施
- 多様な人材による支え手の確保を支援
 - ・ 市町村・JA 等と連携した農福連携の周知とお試しノウフク実施農家の開拓
- 担い手へ農地の利用集積を促進する用排水路や耕作道路を整備
 - ・ 新たに事業を検討している土地改良区等の計画策定を支援(2 地区)
 - ・ 老朽化した用排水路や散水施設の更新工事(2 地区)

重点取組 2：全国トップクラスの果樹産地づくり

- 適地への省力化栽培技術導入や改植等によるりんご・ももの産地力向上を支援
 - ・ 凍霜害防止対策など災害に強い産地づくりと盗難防止対策の促進
 - ・ 適地へのりんご高密度植・新わい化栽培の導入及び腐らん病まん延防止対策の推進
 - ・ 宿泊施設等と連携した地元産果物の認知度向上対策を実施
- 県オリジナル品種等の戦略的導入とハウス・冷蔵庫の整備によるぶどう産地の発展を支援
 - ・ りんご「シナノリップ」、ぶどう「クイーンルージュ®」の品質向上に向けた実証ほの設置と栽培講習会の開催
 - ・ 生産安定や販売期間の拡大を図るための施設・機械等の整備を支援
- 担い手への優良農地利用の集積や樹園地継承を促進

- ・先進的な樹園地継承事例の収集と効果分析を実施
- **脱炭素化技術の導入や異常気象等に強い技術の普及による気候変動対策を推進**
 - ・温暖化や栽培環境の変化に対応できる品目・品種の導入を推進
 - ・効果的なかん水の実施に向けた実証ほの設置
- **産地強化につながる輸出拡大**
 - ・輸出申請手続きの支援を実施
- **果樹栽培を支える畑地かんがい施設を整備**
 - ・耐用年数を超過した管水路や散水施設の更新（2地区）
 - ・最適な整備に向け、畑地かんがい土地改良区の意見交換会の開催（1回）

重点取組3：長野地域の特色を生かした農畜産物の安定生産

- **高収益作物の導入による水稻経営体の経営力強化を支援**
 - ・高温登熟障害・斑点米カメムシ対策の推進及び品質向上に向けた適期刈取指導の実施
 - ・小麦の適正施肥技術の確立に向け新肥料の施肥試験を実施
 - ・大豆青立ち等の低収要因解明に向けた圃場・生育調査の実施と安定多収技術の普及
- **ピーマン等軽量野菜の生産拡大と品質向上を支援**
 - ・かん水設備・遮熱被覆資材の導入支援及び温暖化対策実証ほ設置と栽培講習会の開催
- **トルコギキョウ等需要に対応した花きの生産安定を支援**
 - ・難防除病害発生低減に向けた総合的防除の推進と新規栽培者向けセミナーの開催（2回）
- **きのこの病害虫対策と経営安定を支援**
 - ・害虫発生状況の把握と情報提供による被害防止対策の徹底を推進
 - ・資材価格高騰に対応した経営安定対策の取組を支援（きのこ経営 57件）
- **環境にやさしい農業を推進**
 - ・オーガニックビレッジ宣言とみどり交付金を活用した環境にやさしい農業の推進（1市町村）
- **品目や地域の条件に適したスマート農業技術の普及を推進**
 - ・関係機関と連携したスマート農業技術の情報提供と農業者が体験できる機会づくり
 - ・施設野菜栽培における細霧ミスト、水稻における可変施肥技術の導入による効果の実証
- **経営基盤の維持、強化による健全で持続可能な畜産経営を推進**
 - ・特定家畜伝染病に対する関係機関との情報共有と防疫演習の実施（防疫演習 1回）
 - ・畜産クラスター事業を活用した自給飼料の増産を支援
- **栽培に不可欠な農業用水を安定供給する農業水利施設を整備**
 - ・基幹的な揚水機場や水路トンネルの改修工事を実施（2地区）
 - ・市町村、土地改良区が行う支線水利施設の改修工事を支援（16地区）

重点取組4：多様な人材で支え、皆で取り組む農村づくり

- **地域住民と農村移住者の協働や関係人口との連携による地域農業への理解を促進**
 - ・地域住民や農業者の協働による農地・農業水路等の保全活動を支援（128組織）
- **農村型地域運営組織(農村RMO)の構築による農村コミュニティの維持を推進**
 - ・既存組織の自走に向けた伴走支援（1協議会）及び新たな取組みの掘り起し（1組織）
- **野生鳥獣から農作物を守る地域ぐるみの取組を支援**
 - ・野生鳥獣被害対策研修会の開催（2会場）及び放任果樹・廃果処理の啓発広報の実施

重点取組5：いつまでも安心して暮らせる農村づくり

- **千曲川沿いの排水機場ポンプ設備の更新・増強を推進**
 - ・機能が低下した施設の更新や排水量の増加に対応したポンプの増強（7機場）
- **防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価と防災工事を実施**
 - ・地震・豪雨対策が必要なため池の改修工事（2地区）
 - ・地震豪雨耐性評価（4か所）
- **地すべり防止施設の長寿命化計画に基づく対策工事を実施**
 - ・水抜きボーリング孔の洗浄や法枠工の補強（3地区）
- **ICTを活用した水門の自動化・遠隔化を推進**
 - ・先行地区の取組紹介や補助事業の説明など研修会での啓発（1回）

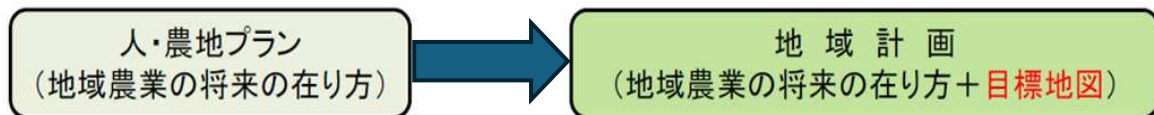
重点取組6：長野地域で守り育てる食の継承

- **農産物直売所の販売力強化及び農産物加工組織の活性化を支援**
 - ・農産物直売所、農産物加工組織の事業継承等について情報交換会を開催（1組織）
- **伝統野菜、そば、郷土食など長野地域で守り育てた食の継承を支援**
 - ・優良種苗の安定確保に向けた採種指導会等を開催（指導会 2回）
- **「農」と「食」をつなぐ関係機関と連携した食育活動を推進**
 - ・児童・園児等を対象とした地産地消の理解促進活動を実施

地域計画の推進について

1 地域計画について

「地域計画」は、地域の目指すべき将来の地域農業の在り方や、目標とする農地利用の姿を示した地図（目標地図）を明確化した将来ビジョン。農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和5年度）により、従前の人・農地プランが法定化され、令和7年3月までに、**77市町村 444地域（長野地域：9市町村 59地域）**で地域計画が策定された。



地域計画の策定状況（令和8年6月末現在）

市町村名	策定日	策定 地区数	地域計画に関する農用地等の状況（ha）			目標地図に位置付 けられた担い手の 合計（延べ）
			地域計画区域内の農用地等面積			
			うち担い手の 10年後の経営 面積	うち担い手の 10年後の作業 受託面積		
長野市	R7. 3. 31	33	6, 257. 0	2, 287. 5	0. 0	1, 162
須坂市	R7. 3. 31	6	1, 676. 0	415. 8	0. 0	972
千曲市	R7. 3. 31	6	941. 0	589. 3	50. 0	225
坂城町	R7. 3. 31	4	515. 2	97. 8	0. 0	308
小布施町	R7. 3. 31	1	723. 0	435. 6	0. 0	290
高山村	R7. 3. 31	1	789. 4	411. 6	0. 0	603
信濃町	R7. 3. 28	1	1, 404. 0	1, 394. 0	11. 5	1, 276
飯綱町	R7. 3. 31	6	1, 769. 0	652. 8	0. 0	295
小川村	R7. 3. 31	1	126. 6	87. 2	38. 6	249
計	—	59	14, 201. 2	6, 371. 5	100. 1	5, 384



2 地域計画の現状と課題

市町村が「守るべき農地」とする農地の約35%は将来の担い手が位置付けられておらず、将来の受け手に集約化することが明確となっている地域計画は一部にとどまっている。

また、約8割の市町村は「10年後の姿まで十分に協議できていない」と認識しており、多くの地域で計画の見直し（＝ブラッシュアップ）が必要な状況にある。

3 地域計画の見直し（ブラッシュアップ）の推進について

地域計画は一度策定して終わりではなく、随時（年1回以上）ブラッシュアップをしていくことが重要。そこで、市町村による計画の着実な見直しを推進するため、地域振興局単位の現地支援チームによる集中的な支援を実施。

（1）現地支援チームの取組

- ・技術経営普及課、農業農村振興課、農地整備課及び農業開発公社により現地支援チームを編成。市町村ごとの進捗状況や課題の共有を図り、一体的な支援体制を構築。
- ・市町村との打合せ、関係者（農業者、農業委員会及び土地改良区等）への説明・調整、協議の場への参加等への支援を行っている。

（２）重点支援地域の設定

- ・市町村との意見交換を踏まえ、モデル地区として「地域計画ブラッシュアップ重点支援地域」を設定（県内 40 地域、長野地域：4 市町村 11 地域）。
- ・重点支援地域の課題とその解決に向けた取組方針を整理したロードマップを作成し、市町村・関係機関・県の役割分担を明確化し、連携しながら伴走支援を実施している。

地域計画ブラッシュアップ重点支援地域一覧表（長野地域）

市町村	地域名	主な品目
長野市	豊野地区	果樹
長野市	更北地区	果樹
長野市	川中島地区	果樹
長野市	若穂綿内地区	果樹
長野市	松代町東条・皆神台・松代温泉・豊栄・西条地区（豊栄・欠地区）	水稻、野菜
長野市	戸隠地区	野菜
長野市	信更地区	果樹、水稻
小布施町	小布施地区（矢島集落）	りんご、水稻他
信濃町	信濃町地区（柏原地区）	水稻、トウモロコシ
飯綱町	赤東地区（東柏原集落他）	水稻、りんご他
飯綱町	中郷地区（平出集落）	もも、りんご、水稻他

4 今後の取組方針

地域の将来像の明確化・実現に向けて、市町村、農業者、関係機関及び県等が一体となり、市町村が取り組む地域計画のブラッシュアップを支援していく。

併せて、これらの取組の成果を踏まえ、担い手一覧や目標地図の更新など、地域計画の継続的なブラッシュアップを推進し、実効性を高めていく。

上條委員からのご意見・ご提言

1 多様な経営体の確保と育成

農業従事者が減っているとニュースを見るたび不安を感じていました。資料の達成指標をみると、新規就農者の呼び込み・育成などの取り組みが実績に繋がっていると読み取りました。

私たち消費者も、新しく頑張る就農者の方々が作った野菜、県産の農産物を積極的に選んで買うなど、応援したいと思います。

2 果樹及びその他農畜産物の生産振興・安定生産

3 農村づくり

4 基盤整備の推進と農地等の有効利用・保全活動

気候変動や盗難・鳥獣被害など様々な課題がある中、消費者は安定的に美味しい農作物を手にすることができているのは、農業環境整備や各種講習会等の実施によるものと分かりました。

私たちもこうした生産現場の苦勞をもっと知ることが大切だと思いました。

5 食の継承

6 地域の新たな動き

子供の頃から地元の味に触れることは、何よりの贅沢で幸せなことだと思います。大人もまた、伝統野菜、郷土食などを求め直売所に足を運ぶ楽しさがあります。生産者と消費者が笑顔で言葉を交わせるような、わくわくする温かい食のネットワークが街中に広がることを願っています。

その他資料 アドレス

資料 1 第 4 期長野県食と農業農村振興計画（概要版）

https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/keikaku1/r5_1.html

参考資料 1 令和 8 年度長野地方農業の概要（現在更新中）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nagachi/nosei-aec/kannai/renrakusaki/nosei/index.html>